第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の登録使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し、企業年金基金設立関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８２９号
札幌市南区石山１条４丁目３番15号
債務者　薬師寺眞澄
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９９号
北海道江別市大麻北町607番地２　介護老人保健施設はるにれ内、住民票上の住所北海道江別市元町８番地の11　元町ハイツ203号室
債務者　高橋　武雄
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９００号
北海道江別市元町８番地の11　元町ハイツ203号室
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０５号
札幌市西区西野３条２丁目２番10号　サンテラス63
債務者　本間　忠利
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３５号
札幌市豊平区平岸３条17丁目４番28号　サンハイツ平岸106号
債務者　福島　大輝
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４７号
札幌市白石区栄通16丁目８番23号　ＢＡＲＲＹ栄通16丁目108号
債務者　中谷　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５９号
札幌市白石区中央２条６丁目１番14号　ハイツグレーシャス101号
債務者　神下　翔吾
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６７号
札幌市白石区本通12丁目南５番１－206号
債務者　木戸　望
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３４号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢３地割467番地５
債務者　吉田　雅子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３３５号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢３地割467番地５、住民票上の住所岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢３地割467番地７
債務者　吉田　周也
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７８号
群馬県高崎市上室田町4225番地
債務者　服部　亮
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３６号
京都府宮津市字新浜1966番地の３　井淵アパートＣ号、前住所京都府京丹後市弥栄町堤721番地
債務者　梅田　和彦（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
　　京都地方裁判所宮津支部